

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

懲戒手続規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 17 号

一部改正 平成 25 年 4 月 17 日 25 産技総総第 42 号

一部改正 平成 28 年 9 月 30 日 28 産技総総第 319 号

一部改正 平成 31 年 3 月 28 日 30 産技総総第 962 号

一部改正 2020 年 3 月 27 日 2019 産技内監第 46 号

一部改正 2020 年 4 月 1 日 2020 産技内監第 2 号

一部改正 2020 年 7 月 30 日 2020 産技内監第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員（以下「職員等」という。）に対する懲戒の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の原則)

第 2 条 理事長は、第 5 条の懲戒審査委員会の審査を経て、懲戒処分を行うものとする。

2 懲戒処分は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員就業規則（18 規程第 1 号）第 57 条、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員就業規則（18 規程第 2 号）第 57 条及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターワイドキャリアスタッフ就業規則（18 規程第 3 号）

第 51 条に規定する懲戒の事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これを行うことができない。

- 3 懲戒事由を、その制定前の事案に対して遡及的に適用してはならない。
- 4 懲戒処分は、同一の事案に対して、重ねて行うことはできない。
- 5 懲戒処分は、同じ程度の事案に対して、懲戒の種類及び程度が異なってはならない。

（懲戒処分の量定）

第 3 条 懲戒処分の量定（以下「処分量定」という。）の決定に当たっては、非違行為の種類及び程度、その他次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ、相当なものとしなければならない。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
 - 二 故意又は過失の程度
 - 三 非違行為を行った職員等の職責及び職責と非違行為との関連
 - 四 他の職員等及び社会に与える影響
 - 五 過去の非違行為の有無
 - 六 その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等
- 2 処分量定については、別表の非違行為欄に掲げる非違行為の区分に応じ、同表の処分の種類に掲げるとおりとする。ただし、個別の事案の内容によっては、別表に掲げる処分量定以外とすることがある。
 - 3 別表に掲げられていない非違行為についても、別表に掲げる取扱いを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

（非違行為の調査等）

第4条 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター組織規程（18 規程第 23 号。以下「組織規程」という。）第7条第1項に該当する者（以下「部長等」という。）は、当該組織に所属する職員等について懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項による報告を受けた場合は、当該部長等（当該部長等が適当でないと認められるときは、懲戒審査委員会。以下同じ。）に前項に係る非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。

3 理事長は、第1項の報告によるほか、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、当該部長等に当該非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。

4 当該部長等は、前三項に規定する非違行為の調査及び報告について、内部監査室と密接に連絡をとるものとする。

5 理事長は、第1項及び第2項又は第3項の報告により、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合は、懲戒審査委員会に審査を付託する。

（懲戒審査委員会）

第5条 都産技研に、職員等に対する懲戒処分に関する審査を行うため、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第6条 委員会は、第4条第5項により理事長から付託された事案について、公正かつ中立な立場で、次に掲げる事項について審査を行う。

一 懲戒事由に該当する事実の存否及び内容

- 二 懲戒の種類及びその程度
 - 三 その他懲戒を行う上で必要な事項
- 2 委員会は、必要に応じて第4条第2項及び第3項の調査を行う。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）によって組織する。

- 一 理事
 - 二 内部監査部長
 - 三 経営企画部長
 - 四 総務部長
- 2 委員会に委員長を置き、総務担当理事をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に出席することができない。
- 一 審査対象職員等と親族関係にある場合
 - 二 審査対象職員等が地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター人事考課規程（18規程第22号）に規定する被評定者に該当する場合
 - 三 その他公平な審査を行うことが困難であると認められる場合
- 4 前条のほか、委員が職員等である場合において、自らが審査対象職員等となった場合は、委員会に出席することができない。
- 5 理事長は、委員が第3項及び前項に該当する場合は、代わりの者を指名する。
- 6 委員長に事故がある場合又は第3項に該当する場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き議決することができない。

- 2 委員会は、審査を行う上で必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。
- 3 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。
- 4 委員会の庶務は、内部監査室が行う。

(委員会の非公開)

第9条 委員会は、公開しない。

(弁明の機会の通知)

第10条 委員会は、審査対象職員等に次に掲げる事項を記載した書面を手交し、弁明の機会を与えなければならない。

- 一 審査対象職員等の所属及び氏名
 - 二 懲戒事由に該当する非違行為があると思料する理由
 - 三 口頭弁明の日時及び場所又は弁明書の提出期日
- 2 前項の書面を手交できない場合においては、当該審査対象職員等の最新の通勤届の住所に当該書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。

(委員会への出席又は弁明書の提出)

第11条 審査対象職員等は、口頭弁明の場合においては指定された日時に委員会に出席し、書面による弁明の場合においては指定された期日までに弁明書を委員会に提出しなければならない。

(理事長への報告)

第12条 委員会は、審査が終了したときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(処分決定までの措置)

第13条 理事長は、審査対象職員等を出勤させることが適当でないと認める場合には、必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。

(懲戒処分の決定)

第14条 理事長は、委員会からの報告に基づき、懲戒処分の決定を行う。

2 懲戒処分の効力は、当該懲戒処分の対象となる職員等に対し、懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書（以下「通知書」という。）を手交したときに発生するものとする。

3 前項の通知書を手交できない場合においては、当該職員等の最新の通勤届の住所に通知書を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。

(懲戒処分の概要の公表)

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- 一 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
 - 二 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職、降任又は出勤停止である懲戒処分
- 2 理事長は、前項の場合において、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情報を、個人を識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。
- 3 理事長は、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、軽微な事案である場合等においては、前二項の規定にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 理事長は、懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することができる。

(手続の特例)

第16条 理事長は、懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であって、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある場合に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の審査を経ないで懲戒処分を行うことができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、懲戒の手続について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2020 年 8 月 1 日から施行する。